

協働のまちづくり活動支援事業補助金交付要綱

平成18年5月18日市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、予算の範囲内において協働のまちづくり活動支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、地域の公共的な課題に自ら取り組む市民の活動を支援することを目的とする。

(補助金の交付対象等)

第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「事業」という。）の内容、補助対象経費等は、別表に定めるところによる。

2 補助金の交付対象者は、活動の拠点が江別市内にあって、会則又は規則等に基づき運営し、かつ、江別市民を対象に継続的事業を行う団体等とする。ただし、宗教活動又は政治活動を専らに行う団体は除く。

(事業計画書の提出)

第3条 補助金の交付を受けて事業を実施しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ事業計画を提出しなければならない。

(補助金の交付申請)

第4条 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、協働のまちづくり活動支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第5条 市長は、補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、協働のまちづくり活動支援事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、交付決定に条件を付することができる。

(決定内容の変更)

第6条 補助金交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、補助金交付の決定内容について変更をしようとするときは、あらかじめ協働のまちづくり活動支援事業内容変更承認申請書（第3号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の交付)

第7条 補助金は、第5条第1項の通知後又は前条の承認後に補助事業者からの請求により交付する。

(調査及び報告)

第8条 市長は、事業の適正かつ効果的な執行を期するため、必要に応じ随時に実施状況を調査し、又は補助事業者から報告を求めることができる。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第9条 補助事業者又は事業の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 事業の執行の方法が不相当と認められたとき。
- (4) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (5) 前各号に規定するもののほか、この要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に交付した補助金があるときは、期限を定めて当該取消しに係る補助金の返還を命ずるものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、当該補助金に係る事業が完了したときは、速やかに実績報告書(第4号様式)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(維持管理及び財産処分制限)

第11条 この事業により設置された施設は、設置者が維持管理し、美化保全に努めるとともに、市長の承認を受けずに財産の処分をしてはならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月18日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年8月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象事業名	事業内容	補助対象経費	補助率	限度額
協働のまちづくり活動支援事業	地域の公共的な課題の解決に向けて活動の拡大や新たに取り組む事業であって、かつ、市民的な取り組みの広がり地域活性化につながるものが期待されるもの。	事業の実施に要する経費（ただし、団体の維持管理に必要な家賃、光熱水費などを除く。）	2/3以内	1事業につき 15万円以内
市民活動促進事業	市民活動に関する相談、及び市民活動団体の活動事例や各種活動の情報提供を行うことによって、市民活動の広がり協働のまちづくりの推進に寄与するもの。	事業の実施に要する経費（ただし、団体の維持管理に必要な家賃、光熱水費などを除く。）	1/2以内	